

合併調整項目調整状況

事務事業番号	4002	専門部会名	健康福祉	分科会名	福祉	担当部署	福祉課
事務事業名	福祉センター使用料						
合併前の事務事業の状況							合併後調整方針(協議会決定)
旧上田市	旧丸子町	旧真田町	旧武石村				
合併後調整内容【調整済】							
<p>・使用料・手数料の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1)公の施設の使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後3年以内に負担公平の原則、適正負担の観点から見直す。使用料減免の取扱いについては、原則として統一することが望ましいが、特殊事情等から困難な場合にあっては、合併後速やかに調整する。</p> <p>(2)手数料については、4市町村で差異がないものは、現行のとおりとし、差異のあるものについては、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、合併時に負担公平の原則に基づき適正な料金等に調整する。</p> <p>(3)合併協定項目中の「23 各種事務・事業の取扱い」において、個別に協議</p>							される使用料・手数料は、それぞれ協議のとおりとする。